

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 公 告

- 計画段階環境配慮書等の縦覧（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成30年2月28日までの間において市長が別に定める期間に延長することにした。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成30年3月までの間において市長が別に定める期間に延長することにした。

この規則は、平成29年3月21日から施行し、1については、同年3月1日から適用することにした。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成29年2月28日」を「平成30年2月28日」に改める。

付則第4項中「平成29年3月」を「平成30年3月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第3項の規定は、平成29年3月1日から適用する。

北九州市公告第206号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

オリックス株式会社

代表執行役社長 井上 亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

2 対象事業の名称

バイオマス専焼発電施設整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年3月21日から同年4月20日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市公告第207号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

株式会社MOT総合研究所

代表取締役 木村 俊之

山口県宇部市常盤台二丁目16番1号

2 対象事業の名称

響バイオマス発電所整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年3月21日から同年4月20日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）